

県土整備部 許認可事務等一覧

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
用地対策課	収用管理	同左	同左	不動産鑑定業者登録申請	不動産の鑑定評価に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・(新規/更新/変更/登録換え)登録申請書 ・不動産鑑定業経歴書 ・不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名 ・登録拒否事項に該当しない旨の宣誓書 ・不動産鑑定士の設置に関する証明 ・定款又は寄附行為 ・申請者の住民票又は抄本 ・登録申請者及び専任不動産鑑定士の略歴書 	<ul style="list-style-type: none"> ①左記の全ての書類が提出されていること ②押印漏れや氏名の書き忘れがないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規登録：15,600円 ・更新及び登録換え登録：12,400円 ・変更登録：無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・更新登録：有効期間(5年)満了の30日前 ・登録換え登録：あらかじめ(期限の定めなし) ・変更登録：遅滞なく(期限の定めなし) 	14日	0985-26-7174
		同左	同左	不動産鑑定業者登録更新申請							
		同左	同左	不動産鑑定業者登録換え申請							
		同左	同左	不動産鑑定業者変更登録							
用地対策課	用地指導	同左	同左	事業の準備のための土地の立ち入りに係る許可	土地収用法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の種類並びに立ち入ろうとする土地の区域及び期間を記載した申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ①立入の許可申請があった事業が法第3条各号の一に掲げる事業に該当すること(形式的に法第3条各号に該当していれば足り、具体的に法第20条の各号の要件を満たしている必要はない。) ②許可申請者が法第8条第1項に定義される起業者であること(1.事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可手続がなされていること、2.代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。) ③法第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量または調査をすることが必要であること(事業のために土地の収用又は使用を必要とすること。したがって、単に官民境界確定の調査のための立入りは本条の適用はない。) ④申請書、添付書類及び図面等により、立ち入ろうとする土地の区域及び期間が明確にされており、その区域及び期間が当該事業の準備のために必要な範囲内であること 	—	—	14日	0985-26-7174
用地対策課	用地指導	同左	同左	障害物の伐除、土地等の試掘のための許可	土地収用法	規定無し	<ul style="list-style-type: none"> ①法第11条及び第12条の手続がなされていること(当該土地の所有者又は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が法第11条の許可要件に適合していること。) ②許可申請者が法第8条第1項に定義される起業者又はその命を受けた者、若しくは委任を受けた者であること(1.事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2.代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。) ③法第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること(事業の準備には、法第35条に基づく調査も含まれる。) ④当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者が正当な理由なく拒否している場合、所有者が所在不明の場合等同意を得ることができない合理的な理由があること ⑤土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会が与えられていること ⑥申請書、添付書類及び図面等により、対象となる障害物及び土地の数量、範囲等が特定されており、障害物の伐除、土地の試掘等の方法、規模、区域、期間が技術的、社会的にも妥当であること等必要な範囲内であること(測量又は調査の必要性、土地所有者及び占有者が受けるべき不利益の程度等から判断すること。) 	—	—	1ヶ月	0985-26-7174

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
11	用地対策課	収用管理	同左	同左	土地収用関係あつせん申請	土地収用法	・あつせん申請書	①申請書に政令で定める次の事項が記載されていること ・申請者の氏名及び住所 ・相手方の氏名及び住所 ・申請の趣旨 ・事業の種類 ・紛争に係る土地等の所在地、種類及び数量の概数 ・紛争の問題点及び交渉経過の概要 ・その他あつせんを行うに参考となる事項	93,000円	事業の認定の告示日まで	0985-26-7174	
12	用地対策課	収用管理	同左	同左	土地収用関係仲裁申請	土地収用法	・仲裁申請書 ・仲裁合意を証する書面があるときは、前項の仲裁申請書に当該書面又はその写し	①申請書に政令で定める次の事項が記載されていること ・申請者の氏名及び住所 ・申請の趣旨 ・事業の種類 ・紛争に係る土地等を特定するに足りる事項 ・前号の土地等の取得に関して関係当事者間において成立した合意（当該土地等の取得に際しての対償に関するものを除く。）の内容 ・紛争に係る交渉経過の概要その他仲裁を行うに参考となる事項 ②仲裁合意を証する書面があるときは、前項の仲裁申請書に当該書面又はその写しを添付していること	126,000円	事業の認定の告示日まで	0985-26-7174	
13	用地対策課	用地指導 収用管理	同左	同左	事業の認定	土地収用法	・事業認定申請書 ・事業計画書 ・起業地及び事業計画を表示する図面 ・事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要性が生じたことを証する書面 ・起業地に第4条に規定する土地があるときは、その土地に関する調書、図面及び当該土地の管理者の意見書 ・起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書 ・事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書 ・事前説明会の実施状況を記載した書面と新聞公告の写し	①事業が法第3条各号の一に掲げるものに関するものであること ②起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること ③事業が公益性を有すること ④収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること ⑤当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること	158,000円	—	3ヶ月	0985-26-7174
14	用地対策課	用地指導 収用管理	同左	同左	土地の形質変更についての許可	土地収用法	規定無し	起業者の同意があること、又は、起業者が同意しない場合でも、土地の形質の変更が災害の防止その他正当な理由に基づき必要があると認められること。（必要性については、事業認定を受けた事業の施行時期、当該土地の事業完成後の利用方法、当該土地の形質変更の内容、規模、期間及び当該土地の従来利用方法を総合的に勘案し	—	—	14日	0985-26-7174

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
15	用地対策課	収用管理	同左	同左	収用又は使用に係る裁判申請	土地収用法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判申請書 ・ 事業計画書並びに起業地及び事業計画を表示する図面 ・ 市町村別に次に掲げる事項を記載した図面 ・ 第三十六条第一項の土地調査又はその写し 	①収用裁判申請に至った経緯、事業目的及び事業効果等が記載されていること ②土地所有者及び関係人が正確に調査され記載されていること ③損失補償の見積額に誤りがないこと ④収用対象地の面積及び物件の数量が正確に記載されていること ⑤法第36条に規定される土地調査及び	56,400円～ ※ 損失補償金の見積額が10万円以下の場合 は56,400円。 ※ 損失補償金の見積額が10万円を超える場合は、当該見積額の区分に応じて所定の方法で算出した額。	事業の認定の告示日から一年以内	—	0985-26-7174
16	用地対策課	用地指導 収用管理	同左	同左	土地の形質変更、工作物の新築等に係る承認	土地収用法	規定無し	—	—	14日	0985-26-7174	
17	用地対策課	収用管理	同左	同左	土地収用関係の損失補償に係る裁判申請	土地収用法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判申請書 	国土交通省令で定める様式に従い、申請書に以下の事項が記載されていること <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判申請者の氏名及び住所 ・ 相手方の氏名及び住所 ・ 事業の種類 ・ 損失の補償 ・ 損失の補償の見積及びその内訳 ・ 協議の経過 	3,000円～ ※ 損失補償金の見積額が5,000円以下の場合 は3,000円。 ※ 損失補償金の見積額が5,000円を超える場合は、当該見積額の区分に応じて所定の方法で算出した額。	—	—	0985-26-7174
18	用地対策課	収用管理	同左	同左	収用委員会への協議の確認申請	土地収用法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地所有者及び関係人の同意を得たことを証する書面 ・ 確認申請書 	①国土交通省令で定める様式に従い、確認申請書に以下の事項が記載されていること <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議が成立した土地の所在、地番、地目及び面積 ・ 前号の土地の土地所有者及び関係人の氏名及び住所 ・ 協議によって取得し、又は消滅させる権利の種類及び内容 ・ 権利を取得し、又は消滅させる時期及び土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限 ・ 対償 ②協議の確認の申請をすることについて、土地所有者及び関係人の同意を得たことを証する書面が添付されている	26,000円	事業の認定の告示があった日以後収用又は使用の裁判の申請前まで	—	0985-26-7174

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
19	用地対策課	用地指導 収用管理	同左	同左	事業の認定（権利、物件及び土石砂れきの収用又は使用に関する準用規定）	土地収用法 ・事業認定申請書 ・起業地及び事業計画を表示する図面 ・事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要があることを証する書面 ・起業地に第4条に規定する土地があるときは、その土地に関する調書、図面及び当該土地の管理者の意見書 ・起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書 ・事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書 ・事前説明会の実施状況を記載した書面と新聞公告の写し	「事業の認定」に準ずる	158,000円	—	3ヶ月	0985-26-7174
20	用地対策課	用地指導 収用管理	同左	同左	認定告示後の土地の形質変更についての許可	土地収用法 規定無し	「土地の形質の変更の許可」に準ずる	—	—	14日	0985-26-7174
21	用地対策課	用地指導 収用管理	同左	同左	土地の形質変更、工作物の新築等に係る承認	土地収用法 規定無し	「土地の形質の変更、工作物の新築等に係る承認」に準ずる	—	—	14日	0985-26-7174
22	用地対策課	収用管理	同左	同左	収用委員会への他の法律の規定に基づく裁決申請	土地収用法 —	—	収用委員会への他の法律の規定に基づく裁決申請手数料：損失補償の見積額に応じて所定の方法で算出した額	—	—	0985-26-7174
23	用地対策課	収用管理	同左	同左	特定所有者不明土地の土地使用権等の取得等に係る裁定申請	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 ・裁定申請書 ・事業計画書 ・補償金額見積書 ・行政機関の意見書 ・その他国土交通省令で定める書類（暴力団員でないことの誓約書等）	①対象となっている土地が、所有者不明土地の要件に該当していること ②裁定申請に至った経緯、事業目的及び事業効果等が記載されていること ③起業者が土地所有者の探索を真摯に行ったことを証明する「探索結果証明書」が添付されていること ④事業により整備する施設の種類、位置、規模、構造及び利用案件が記載されていること ⑤補償金の見積額に誤りがないこと ⑥土地等使用権の存続期間が10年以内であること	27,000円～ ※ 損失補償金の見積額が10万円以下の場合には27,000円。 ※ 損失補償金の見積額が10万円を超える場合は、当該見積額の区分に応じて所定の方法で算出した額。	—	早くて6～7か月 早くて3か月 ※ 法で定められた期間はない。	0985-26-7174
24	用地対策課	収用管理	同左	同左	特定所有者不明土地の収用又は使用に係る裁定申請	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 ・裁定申請書 ・事業計画書 ・補償金額見積書 ・その他国土交通省令で定める書類（暴力団員でないことの誓約書等）	①対象となっている土地が、所有者不明土地の要件に該当していること ②裁定申請に至った経緯、事業目的及び事業効果等が記載されていること ③起業者が土地所有者の探索を真摯に行ったことを証明する「探索結果証明書」が添付されていること ④事業により整備する施設の種類、位置、規模、構造及び利用案件が記載されていること ⑤補償金の見積額に誤りがないこと	27,000円～ ※ 損失補償金の見積額が10万円以下の場合には27,000円。 ※ 損失補償金の見積額が10万円を超える場合は、当該見積額の区分に応じて所定の方法で算出した額。	事業認定の告示日から1年以内	早くて6～7か月 早くて3か月 ※ 法で定められた期間はない。	0985-26-7174

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
25	用地対策課	収用管理	同左	同左	公拡法に係る届出(4条)	公有地の拡大の推進に係る法律 ・土地有償譲与届出書 ・土地の位置を明らかにした図面 ・土地の形状を明らかにした図面	①面積要件を満たすこと ②届出者が当該土地の所有者であること ③土地の位置を明らかにした図面、土地の形状を明らかにした図面が添付されていること	—	—	21日	0985-26-7174	
26	用地対策課	収用管理	同左	同左	公拡法に係る申出(5条)	公有地の拡大の推進に係る法律 ・土地買取希望申出書 ・土地の位置を明らかにした図面 ・土地の形状を明らかにした図面	①面積要件を満たすこと ②申出者が当該土地の所有者であること ③土地の位置を明らかにした図面、土地の形状を明らかにした図面が添付されていること	—	—	21日	0985-26-7174	
27	用地対策課	収用管理	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	公共用財産の使用又は収益の許可	国土交通省所管公共用財産管理条例 ・(工作物等設置許可/生産物採取許可/使用許可/)申請書 ・位置図 ・不動産登記法第14条第1項の地図 ・平面図 ・求積図 ・断面図 ・設計図 ・構造図 ・利害関係人の同意書	左記の全ての書類が提出されていること	別表に定めるとおり	—	14日	0985-26-7174	
28	用地対策課	収用管理	各土木事務所及び西臼杵支庁土木課の管理担当	同左	使用収益の許可に基づく権利の譲渡届出	国土交通省所管公共用財産管理条例	規定無し	規定無し	—	承継の日から30日以内	—	0985-26-7174